

第2部

少子化社会対策の具体的実施状況

子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

第1節

子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

1 子育てを社会全体で支える

新しい児童手当制度

子育て世帯に対する現金給付については、「児童手当法の一部を改正する法律」(平成24年法律第24号)が2012(平成24)年3月に成立、同年4月1日に新しい児童手当制度が施行された。改正後の児童手当法では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが目的とされた。

新しい児童手当制度の内容については、以下のようになっている。

支給対象

中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している方
支給額(児童1人当たりの月額)

・所得制限未満の場合

3歳未満 一律15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円

(第3子以降は15,000円)

中学生 一律10,000円

・所得制限以上の場合

一律5,000円(当分の間の特例給付)

所得制限

960万円未満(収入ベース)

夫婦と児童2人の場合

所得制限は、2012年6月分から適用

給付総額

約2兆2,857億円(2012年度予算ベース)

2 子どもの学びを支援する

1) 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度

今日、高等学校等への進学率は約98%に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していくことが求められている。また、多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権A規約にも中等教育における「無償教育の漸進的な導入」が規定されている。

このような観点を踏まえ、家庭の教育費の負担の軽減を図るため、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律第18号)が2010(平成22)年3月31日に成立し、同年4月1日から施行されている。

本制度の対象となる学校は、国公私立の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校(1年生から3年生、専修学校高等課程、各種学校である外国人学校のうち「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として文部科学大臣の指定を受けたもの)となっている。

このうち、公立高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む。)については、授業料を原則不徴収とすること

としている。

一方、私立高等学校等の生徒については、経済的負担の軽減を図るため、「高等学校等就学支援金」として、授業料について一定額（年額11万8,800円）を支給することとしている。また、特に低所得世帯の生徒については、就学支援金の支給額を増額することとしている。具体的には、生徒の保護者の年収が250万円未満程度¹の場合には2倍額、350万円未満程度²の場合には1.5倍額を上限として支給することとしている。

2) 奨学金の充実等

独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業は、教育の機会均等を確保する観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済状況によって修学の機会が奪われることのないよう、毎年充実を図っている。2012（平成24）年度においては、家計の厳しい世帯の

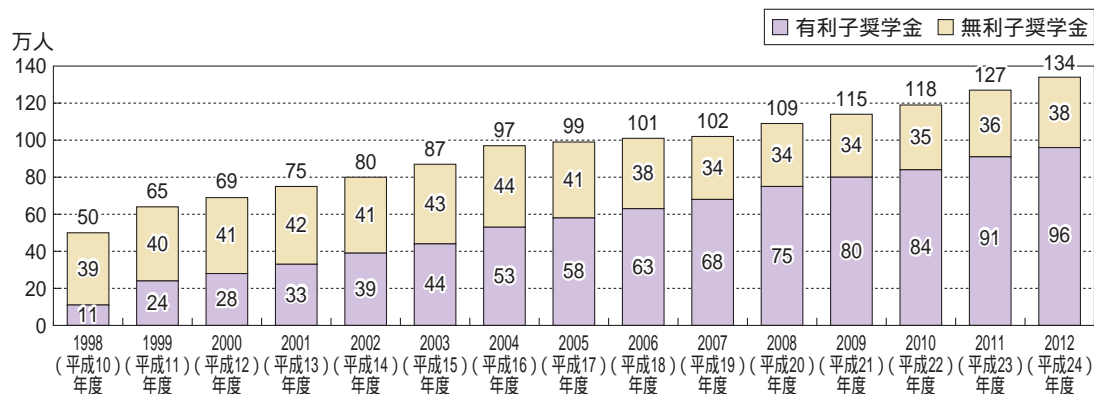
学生等を対象とし、奨学生本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を導入するとともに、無利子奨学金で対前年度比2万5千人増（うち新規増1万5千人）の38万3千人、無利子奨学金と有利子奨学金をあわせた事業全体で、対前年度比6万7千人増の133万9千人の学生等に対して奨学金を貸与するための事業費を計上している。

国立大学においては、全大学で授業料免除制度を整備しており、経済的理由などにより、授業料の納付が困難である者などを対象に、修学継続を可能にし、教育を受ける機会を確保している。

また、私立学校が行う経済的に修学困難な学生等への授業料減免等を支援する。

幼稚園については、幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公私立幼稚園間における保護者負担の較差の是正を図ることを目的として、入園料や保育料を減免

第2-1-1図 奨学金の貸与人員の推移



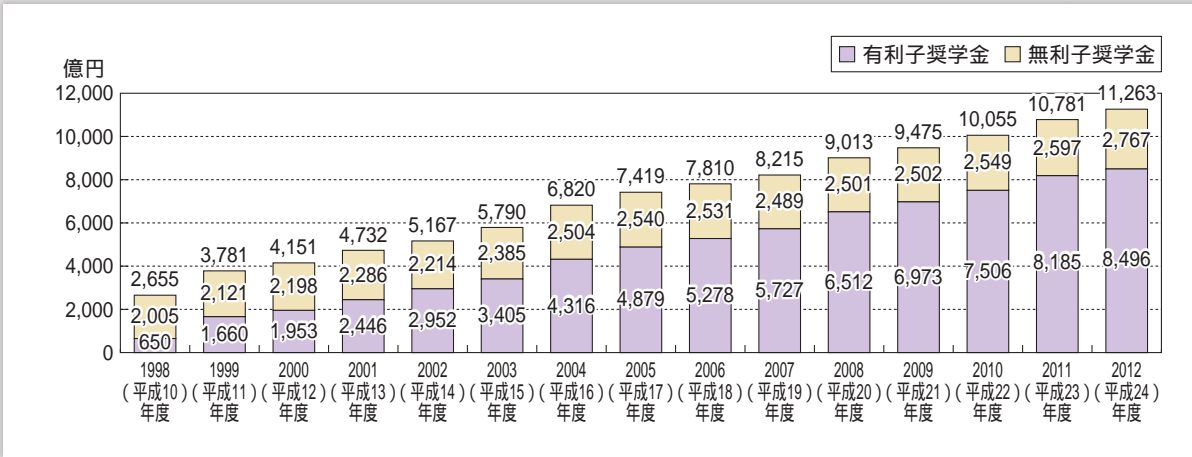
資料：文部科学省作成資料

注1：数値は当初予算ベースによる。

注2：2005（平成17）年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業については本表から除いている。

- 1 両親と子ども2人の世帯の場合を想定
- 2 両親と子ども2人の世帯の場合を想定

第2-1-2図 奨学金事業費の推移



資料：文部科学省作成資料

注1：数値は当初予算ベースによる。

注2：2005（平成17）年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業については本表から除いている。

する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、文部科学省がその所要経費の一部を補助している。2012年度は、私立幼稚園に係る国庫補助単価を引き上げた。

3) 学校の教育環境の整備

2008（平成20）年3月に幼稚園教育要領、小・中学校の学習指導要領を、2009（平成21）年3月に高等学校・特別支援学校の学習指導要領などの改訂を行った。新学習指導要領では、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをねらいとして、授業時数の増や指導内容の改善を図っており、2011（平成23）年4月から小学校等、

2012（平成24）年4月から中学校等において全面実施、高等学校等においては2013（平成25）年度入学生から年次進行で実施となっている。

また、学校の教育環境の根幹である教職員配置については、2011年度において、公立小学校1年生の学級編制の標準を40人から35人に引き下げる制度改正を行うとともに、2,300人の教職員定数の増を盛り込んだ。また、2012年度においては、小学校2年生の35人以下学級への対応のほか、被災した児童生徒のための学習支援や特別支援教育への対応等のために必要な教職員定数3,800人の増を盛り込んでいる。

第2節

意欲を持って就業と自立に向かえるように

1 若者の自立した生活と就労に向けた支援に取り組む

1) 非正規雇用対策の推進

非正規雇用の労働者の数は近年増加傾向にあり、2012(平成24)年において、非正規雇用の労働者数は約1,813万人、雇用者に占める割合は約3分の1を超える状況である。

非正規雇用の労働者は、正規雇用の労働者と比較して、

- ①雇用が不安定、
- ②賃金が低い、
- ③能力開発機会も乏しい、

等が問題となっている。

これらの問題への対応として派遣労働者については、派遣労働者の雇用の安定を図るため、日雇派遣の原則禁止のほか、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡待遇などを盛り込んだ改正労働者派遣法が2012年3月に成立し、同年10月に一部を除き施行された。

また、改正法の附帯決議等を踏まえ、2012年10月から学識経験者からなる研究会をたちあげ、労働者派遣制度の今後の在り方について、法的・制度的な観点から専門的な検討を開始した。

有期契約労働者については、雇用の安定と公正な待遇を確保するため、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みの導入等を内容とする「労働契約法の一部を改正する法律」(平成24年法律第56号)が2012年8月に公布され、その周知・啓発に努めている。

パートタイム労働者については、2008(平成20)年4月1日より、多様な就業実態に応じた正社員との均等・均衡待遇の確保や、正社員への転換の推進等を内容とした「短時間

労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」(平成19年法律第72号、以下「パートタイム労働法改正法」という。)が施行されている。現在、パートタイム労働法改正法により改正された「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号、以下「パートタイム労働法」という。)に基づき、事業主への相談・支援や、行政指導等を実施している。

また、パートタイム労働者と有期契約労働者について、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換に取り組む事業主に対し、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給している。

さらに、パートタイム労働法改正法の附則に置かれた、施行3年後の見直しに向けた検討規定を踏まえ、2011(平成23)年9月から、今後のパートタイム労働対策の在り方について労働政策審議会雇用均等分科会で検討を行い、2012年6月に建議がなされた。この建議に基づき、必要な法制上の措置を講ずることにしている。

このように、派遣労働者、有期契約労働者、パートタイム労働者といった非正規雇用の態様ごとに必要な施策を講じるとともに、日本経済の持続的な発展につなげる観点から、2012年3月に、非正規雇用問題に係るビジョンをとりまとめた。

このビジョンでは、人口減少社会の下、労働者が働くことに希望を持ち、活力ある経済社会を構築するためには、「人材立国」の実現に向け、社会全体で一人ひとりの労働者のキャリア形成を支え、雇用形態にかかわらず公正な処遇を確保するとともに、フリーター等の「不本意非正規就業者」について正規雇用への転換の支援を行うことが重要であると、こうした取組により、労働者の士気や職業能力の向上につなげ、企業の生産性の向上、ひいては、日本経済全体の発展につなげる「好

循環型社会」を目指すとしている。

また、このビジョンを受け、2012年12月には、「非正規雇用労働者の能力開発抜本強化に関する検討会」において報告書を取りまとめた。今後、この報告書の方向性を踏まえ、企業内でのキャリアアップの取組への総合的な支援や非正規雇用労働者の特性に配慮した公共職業訓練を実施することとしている。

2) 若者の就労支援

24歳以下の若者の失業率は、2012年(平成24)年には8.1%(前年差0.1ポイント減)、25～34歳については、5.5%(前年差0.3ポイント減)と、前年よりは回復したものの依然として厳しい状況である。また、フリーター数は、2012年平均で180万人(前年差4万人減)と推計されており、若年者の就職環境は依然として厳しい。

このため、2012年度に引き続き、2013(平成25)年度においても、フリーター等の正規雇用化の推進等の各種対策を積極的に推進することにより、我が国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指している。

(1) 学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成支援策

ア．学校におけるキャリア教育・職業教育の充実の必要性

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(2011(平成23)年1月中央教育審議会答申)(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm)では、若年者の完全失業率や非正規雇用率の高さなど「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないこと、また、職業意識・職業観の未熟さ、進路意識・目的意識が希薄なまま進学する者の増加など「社会的・職業的自立」に向けて課題がみられる中、学校教育においてキャリア教育・職業教育を充実していくことが重要で

あるとして、次の3つの基本的方向性に沿った具体的な方策を提言している。

【基本的方向性】

- ・ 幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進
- ・ 実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価
- ・ 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援(生涯学習機会の充実、中途退学者などの支援)

これらの基本的方向性に基づき、文部科学省では、関係省庁等とも連携し、学校におけるキャリア教育・職業教育を推進している。

イ．初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進

子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、後期中等教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育の推進が求められている。

文部科学省では、上述の中央教育審議会答申を受けて、学校が学校外部の人材を活用したキャリア教育をより推進するための調査研究を行う「キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議」を開催し、9回に及ぶ検討を経て、2011年12月に最終とりまとめを行った(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/12/1313996.htm)。

また、文部科学省では、「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」をマッチングさせる特設サイト「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」を、2012年8月に開設し、学校と地域・社会や産業界とが連携・協働した教育活動を推進している(<http://kakehashi.mext.go.jp/>)。

経済産業省では、2008(平成20)年度から2010(平成22)年度にかけてキャリア教育をコーディネートする人材を育成する「キャリア教育民間コーディネーター育成・評価シス

テム開発事業」を実施し、2010年度には「キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会」が設立され、同協議会がコーディネーターの育成・研修事業や認定等を行っている。

さらに、学校と社会との連携によるキャリア教育の意義の普及・啓発、及びその推進に資することを目的として、2011年度より文部科学省、厚生労働省、経済産業省合同でキャリア教育推進連携シンポジウムを開催している。このシンポジウムにおいて、キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められる学校に対し文部科学大臣表彰、先進的な教育支援活動を行う企業・経済団体に対し経済産業大臣表彰を行い、同時に、学校、地域の産業界、自治体等の関係者が連携・協働してキャリア教育を行う取組を文部科学省、経済産業省の両省で表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を行っている。

ウ．高等教育段階におけるキャリア教育の推進

若年者雇用が社会的問題となる中で、高い職業意識・能力を有する若者を育成することがますます重要な課題となっている。

経済産業省では、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を、「社会人基礎力」（「前に踏み出す力」、「考え抜く力」及び「チームで働く力」）として整理し、大学教育を通じた育成や評価の取組の普及を図っている。第一に、全国のモデル大学におけるゼミ・研究室等の教育活動を通して体系的な社会人基礎力の育成・評価を実施するプログラムの開発や、ノウハウブック「社会人基礎力育成の手引き」の制作を行った。また、2009（平成21）年度から大学におけるゼミや研究室等の取組を通じた「社会人基礎力」の育成事例を、学生自身によるプレゼンテーションによって発表し、各取組の中で社会人基礎力等がどれくらい向上したかを評価する「社会人基礎力育成グランプリ」（2012年度で6回目）を開催している。参加チーム数は年々増加しており、2012年度は92校（109チーム）が参加し、全国6都市で予選大会を開催している。さらに、2012年

度は、更なる社会人基礎力の育成・普及に向けて、大学教職員や企業人事担当者等を対象に、社会人基礎力の教育手法等について発信・意見交換を行う、「社会人基礎力育成研修会」を全国6か所で実施した。こうした「社会人基礎力」育成のための取組を通じて、地域の産学がお互いに協働する教育が浸透し始めている。

文部科学省では、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっていることから、大学等が教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組む体制を整えるため、大学設置基準等を改正した（公布：2010年2月25日、施行：2011年4月1日）。これにより、2011年度から、全ての大学と短期大学において、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うよう取り組むこととなる。

厚生労働省では、キャリア形成支援の専門家であるキャリア・コンサルタントがキャリア教育の一翼を担えるよう、2010年度よりキャリア教育の企画・運用手法等に係る講習事業を実施しており、2012年度は大学等のキャリア教育を対象に実施したところである。

（2）新卒者・既卒者の就職支援

厚生労働省では、新卒者・既卒者の就職支援のため、全国に新卒応援ハローワークを設置するとともに、ジョブサポーターを抜本的に増員し、きめ細やかな就職支援を実施するなど支援体制の強化を図っている。

また、卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するため、「雇用対策法」（昭和41年法律第132号、最終改正：平成23年法律第26号）に基づく「青少年雇用機会確保指針」の周知を進めている。

2013年度は、大学などの未就職卒業者を減少させるため、ジョブサポーターの全校担当制や、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談の強化を図るとともに、中小企業団体・ハローワーク・大学等間の連

携強化・情報共有化などにより、関係省庁一体となって新卒者・既卒者に対する就職支援を促進する。また、中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な「若者応援企業」の周知や面接会の開催等を行い、若者の就職支援を推進する。

経済産業省では、新卒者及び既卒3年以内の未就職者に対し、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習(インターンシップ)を支援する「新卒者就職応援プロジェクト」を2009年度より延べ1万5000人規模で実施し、2011年度より、被災地を中心に1000人規模で追加的に実施した。さらに、2012年度より、全国2万人規模に拡充して実施している。

また、中小企業・小規模事業者が優秀な人材を確保し定着させるため、地域の中小企業支援機関と大学等が連携し、中小企業・小規模事業者と学生の日常的に顔が見える関係構築から両者のマッチング、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援する「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」を、2011年度より実施し、2012年度より、全国的に大規模に展開している。

(3) 就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

ア．フリーター等の就労支援の推進

2012年度においては、フリーター等の正規雇用化の推進として、次の各種施策等を最大限効果的かつ効率的に実施している。

(ア) ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援

全国のハローワークにおいて、フリーター等に対し、支援対象者一人ひとりの課題に応じて、正規雇用化に向け、一貫したきめ細かな支援を実施している。2012年度からは、特にフリーターの多い地域には、支援拠点としてわかものハローワーク(2013年4月1日現在、全国3カ所)、わかもの支援コーナー等を設置(2013年4月1日現在、全国211カ所)し、正規雇用化の支援を強化している。2013

年度は、引き続き、わかものハローワーク等での若者雇用支援の専門員による個別指導等により、フリーター等の就職支援、キャリア・アップを促進する。

(イ) 若年者等トライアル雇用等の活用

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等(45歳未満)について、一定期間(原則3か月)試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用を図る「若年者等トライアル雇用事業」(1人4万円、最大3か月)等を実施している。

(ウ) ジョブ・カード制度の推進

ジョブ・カード制度は、

- ① 一定の知識等を有するキャリア・コンサルタントによるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施
- ② 企業における実習と教育訓練機関等における座学とを組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練(職業能力形成プログラム)の受講機会の提供
- ③ ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングにより整理された職務経歴等のほか訓練修了後の職業能力評価の情報を取りまとめた「ジョブ・カード」の就職活動等における活用

を促進することにより、求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行等を促進することを目的とした制度である。

本制度の企業実習と座学を組み合わせた職業訓練には、企業が訓練生と労働契約を結んで行われる雇用型訓練と、民間教育訓練機関等への委託により行われる委託型訓練がある。訓練生は、雇用型訓練では訓練実施企業から賃金を得ることができ、委託型訓練では雇用保険を受給できる場合には雇用保険の受給を受けられるなど、訓練を受けやすくする仕組みとなっている。また、公共職業訓練や求職者支援制度における一部の職業訓練においてもジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングや能力評価が実施されている。さらに、2011年度に中小企業の事業主が

学生の選考に当たり履歴書のみを用いた選考と比べて学生の人柄や適性、能力等を知る上でより詳しく有益な情報を得ることができる資料となるとともに、在学中の学生のキャリア形成支援にも有効なツールである学生用ジョブ・カードを新たに開発し、2012年度より本格的な普及促進を図っている。

これまでの累計で、ジョブ・カード取得者数は約85.8万人(2013年3月末)となっている。

政府としてとりまとめた「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)の中でも、2020(平成32)年までの目標として、「ジョブ・カード取得者 300万人」が盛り込まれており、一層の普及・促進をしていくこととしている。

イ．就労が困難な若者に対する職業的自立支援の推進

様々な要因により働くことに悩みを抱えている若者の職業的自立を支援するため、2006(平成18)年度から、地方自治体との協働により地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置(2012年度：116か所)し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談やネットワークを活用した誘導など、多様な就労支援メニューを提供している。

(4) 若年者に対する技能啓発の推進

公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設及び工業高校等において技能を習得中の20歳以下の若者に対して技能レベルを競い合う場を提供し、若者に目標を明確化し技能を向上させるとともに、若年技能者の裾野の拡大を目的として、若年者ものづくり競技大会を実施している。

また、工業高校や職業訓練校等で技能を学ぶ学生や訓練生等を対象として、若年技能者の人材育成を目的として3級技能検定を実施しているが、公共職業訓練及び認定職業訓練の訓練時間の制限を廃止するなど受検資格緩和を行い、さらなる受検機会の拡大を図るなど、若年労働者の技能離れの防止や技能労働

者の定着化に努めている。

(5) 若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ)の整備

都道府県が設置する「若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ)」において、各都道府県が工夫をこらして若者に対するカウンセリング・情報提供等の一連の就職支援サービスを提供している。

全国46都道府県(108か所)(2012年4月現在)にジョブカフェが設置されており、うち40都道府県において、都道府県からの要望に応じてハローワークを併設している。

3) 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援

2010(平成22)年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)においては、ニートやひきこもり、不登校等の社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして発達段階に応じた支援を行っていくため、その仕組みとして地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるものとされている。また、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要とされている。

このため、内閣府では子ども・若者支援地域協議会の設置の促進を図る、「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」として、設置・運営モデル事業(2012(平成24)年度：15地域)及び同協議会の下地となる地域支援ネットワークの形成を図るための研修会事業(2012年度：19実施主体)を実施している。

また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援に携わる人材の養成を図るため、訪問支援(アウトリーチ)研修を始めとする各種研修を実施している。

第3節

社会生活に必要なことを学ぶ機会を

1 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める

1) 妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学習指導要領においては、学校における性に関する指導として、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取ることができるようにすることを目的とされており、これに基づき保健体育科を中心に学校教育活動全体を通して指導が行われている。

また、児童生徒に、家族の一員として家庭生活を大切にすることを心がけ、子育てや心の安らぎなどの家庭の機能を理解させるとともに、これからの生活を展望し、課題をもって主体的によりよい生活を工夫できる能力と態度を身に付けさせることが重要である。このため、小学校、中学校、高等学校において、発達の段階を踏まえ、関連の深い教科を中心に、家庭・家族の役割への理解を深める教育がなされている。

2008(平成20)年3月には小・中学校、2009(平成21)年3月には高等学校の学習指導要領を改訂し、家庭と家族の役割に気付かせる実践的・体験的な学習活動を一層重視するなど、教育内容の充実を図っている。

2) 乳幼児とふれあう機会の提供

乳幼児と接する機会の少ない中学生、高校生等が、乳幼児と出会い、ふれあうことは、他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成するとともに、乳幼児へのイメージが膨らみ、将来、親となり子育てに関わる際の予備知識を得る重要な機会である。

このため、保育所、児童館や保健センター

などの公的施設等を活用して、中学生及び高校生等が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進している。

3) 学校・家庭・地域における取組の推進

将来の親となる世代が子どもや家庭について考え、子どもとともに育つ機会を提供するとともに、国民一人ひとりが家庭や子育ての意義について理解を深められるようにするため、学校教育においては、子どもたちに乳幼児との触れ合いの機会をできるだけ多く提供し、将来親となった際に必要となる子育ての基本的な知識・技能・態度等を習得させるとともに、少子化とそれがもたらす社会への影響、子育てや男女が協力して家庭を築くことの大切さなどについても理解を深めさせることが重要である。

このため、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

また、学校・地域の実情などに応じた多様な道徳教育を支援するため、道徳教材の活用をはじめ、道徳教育充実のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など地方自治体による多様な事業への支援を行う「道徳教育総合支援事業」を実施しており、生命を大切にする心や思いやりの心、協力し合う態度を育成する道徳教育の一層の推進を図っている。

家庭や地域における取組としては、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。

4) 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

社会全体における理解と広がりをもった取組を促進するため、「家族の日」「家族の週間」を中心として、啓発事業を実施し、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族・地域の大切さの再認識を図っている。

「家族の日」「家族の週間」

子どもと子育てを応援する社会の実現のためには、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等について、国民一人ひとりに理解されることが必要である。

このような観点から、政府においては、2007(平成19)年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めて、この期間を中心に地方公共団体、関係団体等と連携して、「生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さ」を呼びかけてきた。

・フォーラムの開催

「家族の日」に、地方公共団体等の協力を得て、家族や地域の大切さを呼びかけるためのフォーラムを開催している。2012(平成24)年度は、東京都港区で開催した。フォーラムでは、有識者による基調講演やパネルディスカッション等が行われた。また、港区内外の企業やNPO等の協力により、親子で参加し、家族のあらたなふれあいや多世代交流のきっかけとなる体験型コーナーを設け、多くの参加者に子どもを大切にし、子育てを社会全体で支える意識の醸成を図る機会とした。

・作品コンクールの実施

家族や地域の大切さに関する「写真」及び「手紙・メール」を公募し、優秀な作品を表彰することにより、子育てを支える家族や地域の大切さの意識の高揚を図ることを目的と

して実施している。2012年度の写真は、〈1〉子育て家族の力、〈2〉子育てを応援する地域の力、の2テーマを、手紙・メールは小学生、中・高校生、一般の3区分で募集し、737作品の応募があった。

5) 家族形成に関する調査・研究等

2012(平成24)年度において、「全国自治体の子育て支援施策に関する調査」を行ったところである。

「子ども・子育て関連3法」が2012年8月の第180回国会(常会)にて成立し、政府においては新たな制度のもとで、更に子ども・子育て支援施策を充実させていくこととしており、新制度の本格施行(2015(平成27)年度を想定)を前に全国の市区町村の参考に資することを目的に事例調査を行ったものである。

この調査では、「市区町村全体として取り組んでいる先進的な事例」30件についてヒアリング調査を行い、ヒアリングレポート・事例集にまとめるとともに、「地域子ども・子育て支援事業」(地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業など)についても、事業カテゴリーごとに実施している市区町村の特色のある取組66件を事例集としてまとめた。

2 学びや体験を通じ豊かな人間性を育成する

1) 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備

学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、未来を担う子どもたちを健やかに見守り育むことにより、地域や家庭の教育力の向上を図るため、学校支援地域本部や放課後子ども教室、家庭教育支援など、地域住民の参画による教育支援の取組を全国で推進している。

(1) 学校支援地域本部

地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援し、地域全体で子どもを育てる体制づくりを行う学校支援地域本部を2008(平成20)年度より実施しており、学校や地域の実情に応じ、地域住民による学校支援のための様々な活動が行われている(2012(平成24)年度実施か所数:3,036本部)。

(2) 放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室を実施している(2012年度実施か所数:10,098か所)。

(3) 家庭教育支援

身近な地域において、すべての親が家庭教育に関する学習や相談が出来る体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を実施している(2012年度実施か所数:2,771か所)。

また、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した、全国的な研究協議を行っている。2012年度においては、埼玉県と鳥取県において研究協議会を開催し、全国的な啓発を行った。

さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠などをはじめとする子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

なお、2011(平成23)年度に、各自治体による主体的な取組の活性化や、喫緊の社会的課題を踏まえた家庭教育支援のあり方を国として示すこと等を目的として、「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」を開催し、報

告書「つながりが創る豊かな家庭教育」をとりまとめた。今後は、報告書の提言を踏まえた家庭教育支援を推進することとしている。

独立行政法人国立女性教育会館においては、男女共同参画の視点から、地域における次世代育成支援として「男性の家庭・地域への参画を促進するための調査研究及びプログラム開発」を実施し、参考資料を作成した。また、その成果を「家庭教育・次世代育成支援指導者研修」に活用した。さらに、「女性情報ポータル“Winet”(ウイネット)」において、育児・子育て支援に関する情報を提供している(<http://winet.nwec.jp>)。

2) 消費者教育等の推進

消費者が被害に遭わないようにし、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できる存在となるため、あるいは自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画し、その発展に寄与する存在となるためには、消費者教育(消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育)が重要である。

そのような消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために、2012(平成24)年8月22日に「消費者教育の推進に関する法律」(平成24年法律第61号)が公布され、同年12月13日に施行された。これまでも消費者庁と文部科学省が密接に連携を図りながら、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする消費者教育推進会議(会長は内閣府副大臣、副会長は文部科学大臣政務官)を開催し、2012年4月にはその報告を公表した。今後は、政府は同法に基づき消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)を作成し(同法第9条)、これに則り消費者教育の推進を図ることとしている。また、消費者庁に審議会として消費者教育推進会議を置いた(第19条)。

また、消費者教育ポータルサイトにより、幼児期・児童期・少年期・成人期というライフステージごと、安全、契約・取引、情報、環境という分野ごとに、消費者教育用教材や取組事例を提供するとともに、新学習指導要領を反映した消費者教育用教材等の作成・配布等を行っている。

さらに、学校教育においては、2008(平成20)年3月に小・中学校、2009(平成21)年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、例えば、中学校の技術・家庭科において、消費者の基本的な権利と責任について指導することとするなど、消費者教育に関する内容の充実を図った。社会教育においては、2010(平成22)年度に策定した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の周知や、多様な主体が消費者教育を推進する上での課題についての意見交換等を行う「消費者教育フェスタ」の開催等により、消費者教育の推進を図った。

今後も、消費者教育の推進に関する法律や消費者基本計画(2010年3月30日閣議決定)、新学習指導要領などを踏まえ、学校・家庭・地域における消費者教育を推進することとしている。

3) 地域や学校における体験活動

少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子どもたちの精神的な自立の後れや社会性の不足が顕著になっていることから、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むよう、発達の段階などに応じた様々な体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001(平成13)年7月には、「社会教育法」(昭和24年法律第207号)、2006(平成18)年6月には「学校教育法」(昭和22年法律第26号)を改正し、青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験

活動、その他の体験活動の充実を図ることが明確化されている。

(1) 地域における体験活動の推進

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室を実施している。

また、次代を担う青少年の育成を図るため、自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進している。加えて、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進している。

さらに、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28か所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」事業による助成などを通して、青少年の体験活動を推進している。

(2) 学校における体験活動の推進

小学校においては、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、児童の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援している。

4) 文化・芸術活動

子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実を図るため、子どもたちが、小学校・中学校等において、文化芸術団体や芸術家による舞台芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子ども

たちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している。そのほか、全国高等学校総合文化祭を2012(平成24)年度は8月に富山県で開催した。

5) 自然とのふれあいの場

優れた自然の風景地である国立公園等において、子どもたちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官(レンジャー)やパークボランティアの指導・協力の下、自然の中でのマナーの習得、自然環境の再生保全活動などを行う機会を提供した。

また、「インターネット自然研究所」や「自然大好きクラブ」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場やイベント、自然体験活動プログラム等に関する情報を幅広く提供した。

さらに、国立公園のビジターセンターなど全国100か所において、自然体験プログラムなどの体験を通して生物多様性の大切さを学び、理解を深める「全国自然いきものめぐりスタンプラリー」を実施した。

6) 農林水産業の体験や、都市と農山漁村との交流体験

学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、2008(平成20)年度から、総務省、文部科学省、農林水産省が連携し、小学生が農山漁村において、農林漁家への宿泊や農林漁業体験などの宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進している。

また、子どもたちの緑を守り育てる心と健康で明るい心を育てるため、各地域において森林体験活動や森林ボランティア活動を行っている「緑の少年団」等に対し支援を行っている。

さらに、主として小中学生を対象とした「森の子くらぶ」活動など入門的な森林体験活動

を行う機会を提供するため、体験学習の場となる森林や施設の整備・情報提供等の支援を行うとともに、国有林野では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」として設定し、広く国民へ提供するなどの取組を行っている。

また、青少年の農山漁村等における自然体験活動を推進するため、青少年が農林水産業体験や自然体験などを通して社会性や主体性を育む交流体験活動等の事業を支援している。



稲刈り体験をする生徒(群馬県みなかみ市)

7) 子どもの遊び場の確保(公園、水辺、森林)

子どもが身近な自然に安心してふれあうことができ、安全で自由に遊べる場所を地域に確保することは、子どもの健全な育成のために重要である。

子どもの遊び場としての役割が求められる都市公園については、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園などの整備を推進している。

また、都市部にある下水処理場の上部空間や雨水排水路、雨水調整池などを活用した水辺空間の整備を進めるとともに、下水再生水を都市部のせせらぎ水路の水源として送水する等の取組により、都市内において子どもたちが水とふれあう場の整備を行っている。

河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺での活動に必要な機材(ライフジャケット等)の貸出しや学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等(水辺の楽校プロジェクト:2011(平成23)年度末280か所登録)をはじめとする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」(2011年度末293



下水再生水を活用したせせらぎ空間整備
(福岡県北九州市洞海バイオパーク)

か所登録)を実施している。

また、国有林野においては、「レクリエーションの森」を設定(2012(平成24)年4月1日現在、1,096か所)し、広く国民に提供している。

市民団体、NPOなどが行う自然体験・環境教育の活動場となる藻場・干潟等を保全・再生・創出し、市民による良好な港湾環境の利活用の促進、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、海辺の自然学校を開催している。



「子どもの水辺」再発見プロジェクト(北海道 漁川)